平成 28 年 7 月 5 日
静岡県立川根高等学校

台風等の自然災害の対応について

台風等による気象に関する警報や注意報の発令時又は自然災害による通学への危険や公共交通機関（大井川鉄道・町営バス）の運行停止などの場合、本校では以下のように対応します。

1　台風等による警報・注意報の発令時

（１）暴風警報

居住する市町または川根本町に	発令されている	発令されていない
居住地出発時	自宅待機	通常登校
午前 11 時の時点	休校※	安全を確認した上で午後の授業に間に合うように登校

※居住する市町に発令され、川根本町に発令されていない場合は出席停止とする。

（２）その他の警報・注意報

ア　居住地出発時

（ア）安全を確認した上で登校する。

（イ）安全に登校することが心配される場合は、学校に連絡し自宅で待機する。その後、安全が確認され場合は登校する。

イ　在校時

気象情報や居住地の実情に応じて下校させる場合がある。

（３）登校後の対応

ア　次の項について確認した上で下校させる。

（ア）公共交通機関及び道路の安全

（イ）保護者の引き渡しの有無

（ウ）集団下校者の安全

（エ）自転車通学者の安全

（オ）下校途中で帰宅不能になった場合の対処方法

（カ）翌日の登校についての判断

（キ）ＨＲ別連絡網

（ク）その他、状況に応じた事項

イ　安全に下校することが困難と判断された生徒は、保護者と連絡を取り、安全が確認できるまで学校に残留させる。

2　東海地震各種情報・警戒宣言発令時

（１）「東海地震注意情報」が出た場合は生徒全員下校とする。

（２）「東海地震予知情報」あるいは、「警戒宣言」が出た場合は原則として「地震防災連絡票」に記載した内容に従い行動する。

3　避難命令、避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時

速やかに保護者と連絡を取り合い、身の安全を確保するため、適切な行動をとる。

4　その他

（１）緊急連絡メール配信

台風等自然災害時の緊急連絡として「まち comi メール」で情報提供をします。登録方法については保護者宛通知「緊急連絡メール配信について」を参照してください。

（２）保護者等による迎えについての確認事項

ア　残留登録の生徒でも保護者が迎えに来た場合は、申し出て下校することができます。

イ　事前に登録していない場合は、保護者以外の車での下校は認めません。

ウ　保護者が迎えに来ることが不可能になった生徒は、残留者と待機します。